

MUFG Focus USA Weekly

経済調査室 ニューヨーク駐在情報

MUFG Union Bank, N.A. Economic Research NY
Hiroshi Kurihara | 栗原 浩史 (hikurihara@us.mufg.jp)
Director and Chief U.S. Economist

トランプ政権の動向（オバマケア代替法案）と4月雇用統計について

【要旨】

- ◇ 議会の下院は5月4日、オバマケア代替法案を可決した。賛成票は217、反対票は213で僅差での可決であった。
- ◇ 3月6日に発表した当初の法案からの主な修正点は、①「既往歴を理由とした医療保険料上乗せは引き続き禁止だが、州政府の判断で、保険加入期間が63日以上途絶えた場合には保険料の上乗せを可能とする」、②「保険料の負担軽減のために州政府が利用可能なファンドの金額を拡大する」等である。共和党内の保守強硬派に配慮するために①の修正を行い、共和党内の穏健派にも配慮するために、①等の影響を一部軽減するための②の修正を行ったようだ。
- ◇ 修正されたオバマケア代替法案については、議会予算局（CBO）による無保険者数や医療保険料、連邦財政への試算が発表されていないこともあり、現時点で成立した場合の影響を見極めることは難しい。上院では、下院の法案に共和党議員からも異論が出つつあるため、法案に一定の修正が加えられる可能性が高いほか、上院と下院が調整して法案を成立させられるかどうかは依然不透明である。
- ◇ 今回の下院での可決は「トランプ政権や共和党（特にライアン下院議長）の政策実行力を示せた」点で、他の経済政策実現に向けてもポジティブな動きと捉えられる。また、法案が成立すれば、オバマケア代替で生じる連邦財政見通しの改善部分を「税制改正」や「インフラ投資拡大」の財源にまわすことができる、との見方もある。一方で、オバマケア代替法案の上院と下院の調整が長引くようだと、（オバマケア代替法案を棚上げした場合に比べ）他の政策課題への議会の取り組みが遅れる可能性がある点にも留意は必要だ。
- ◇ 経済指標に目を転じると、5日に発表された4月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月比+21.1万人となり市場予想（Bloomberg集計値:+19.0万人）を上回る結果となった。3月の雇用者数増加ペースの鈍化は天候要因等による一時的なものであることが確認された。労働市場は引き続き安定的に回復していると言える。

1. トランプ政権の動向

下院は5月4日、オバマケア代替法案を僅差で可決

議会の下院は5月4日、オバマケア代替法案を可決した(第1表)。賛成票は217、反対票は213で僅差での可決であった。共和党からは穏健派を中心に20名が反対し、民主党は全員が反対した。法案は、上院で今後検討される。

オバマケアの代替については、下院共和党指導部が3月6日に法案を発表したものの、民主党だけでなく、共和党内の穏健派、保守強硬派双方から批判が出るなか、可決の目処が立たないとして3月24日に法案を撤回。当面は取り組まないとしていたものの、法案の内容を修正して支持を拡げる動きが続いていたようだ。オバマケアの廃止・置換は、共和党の予てからの主張であり、トランプ大統領が掲げた公約「可決を目指す10の法案」の一つでもある。

第1表:5月4日に下院で可決されたオバマケア代替法案の概要

		概要
医療保険の義務付け		<ul style="list-style-type: none"> 個人に対する医療保険加入の義務付け(と違反への罰金)を廃止 大規模雇用主(50人以上)に対するフルタイム従業員への医療保険提供の義務付け(と違反への罰金)を廃止
メディケイド		<ul style="list-style-type: none"> オバマケアに基づくメディケイドの拡大を段階的に終了(メディケイドを拡大している31州への連邦政府からの資金提供を2020年に停止) 通常のメディケイドについても、州政府への資金配分方法を、対象人数に基づき上限を設定する方式(per capita cap)かブロック・grant方式へ移行し、連邦政府の支出を抑制 メディケイドの受給資格等の決定権限は州政府へ与え、州毎の実情に即した運営を可能に
医療保険加入の政府支援等	税控除	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先や政府の保険プログラムでカバーされない層への保険加入支援は、オバマケアによる所得別・地域別の補助金(対象は単身で年収47,500ドル、家族4人の世帯で97,200ドル以下)に代わり、年齢層別の還付可能な税額控除(tax credit)を導入 控除額は、30歳未満は年2,000ドル、30~39歳は年2,500ドル、40~49歳は年3,000ドル、50~59歳は年3,500ドル、60歳以上は年4,000ドル。税額控除の一世帯当りの上限は年14,000ドル 年収が個人で75,000ドル、世帯で150,000ドル以上の場合、税額控除は縮小(年収が閾値から1,000ドル増加する毎に税額控除は100ドル縮小、個人で年収215,000ドル以上になると税額控除はゼロ) 控除額は、消費者物価指数(CPI)を基準に毎年拡大
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 州政府の判断で以下3つの実施が可能(=オバマケアで求められた要件の適用除外が可能) ①保険会社が既往歴(pre-existing conditions)を理由にした契約解除や保険料上乘せを行うことは引き続き禁止だが、保険加入期間が63日以上途絶えた場合には、保険料に対して1年間30%までのペナルティを課すことが可能 ②保険でカバーが義務付けられている、入院・処方薬・マタニティケアといった基本10項目(essential health benefits)の緩和が可能 ③高齢層に対して若年層の5倍の保険料設定が可能(オバマケアでは3倍まで) 州政府が保険料負担の軽減等に利用可能な1,380億ドルのファンド(Patient and State Stability fund)を創設。うち、1,300億ドルは向こう9年間、80億ドルは向こう5年間でのファンド 引き続き、26歳までは両親の保険に止まることが可能(オバマケアから不変) 医療貯蓄口座(HSA)の利用制限を緩和(2018年以降)。拠出可能な金額を現在の約2倍に拡大(個人:3,400ドル→6,550ドル、世帯:6,750ドル→13,100ドル) 対象範囲をOTC(対面販売)医薬品等にも拡大 医療貯蓄口座(HSA)を非医療支出に用いた際のペナルティを緩和(現在の20%から10%へ) 医療支出口座(FSA)の利用制限を緩和
オバマケアの増税措置の取り扱い		<ul style="list-style-type: none"> オバマケアによる「処方薬」、「OTC医薬品」、「保険料」、「医療機器」等に対する課税を廃止(2018年以降) オバマケアによる高所得層(年収が単身で200,000ドル、夫婦で250,000ドル以上)に対するの2つの増税を廃止(「0.9%のメディケア給付税」と「3.8%の投資所得税」) 高額な医療保険に対する所謂「キャピタル税」は、導入時期を2020年から2025年へ延期
その他		<ul style="list-style-type: none"> Planned Parenthoodへの資金援助を1年間停止

(資料)下院共和党資料、各種報道より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

下院で可決されたオバマケア代替法案は、オバマケアの多くを変更する抜本的な内容

下院で可決されたオバマケア代替法案の概要を確認すると、まずオバマケアで導入された「個人に対する医療保険加入の義務付け」と「大規模雇用主に対する従業員への医療保険提供の義務付け」が廃止される。また、オバマケアに基づくメディケイドの拡大（受給要件の緩和）が段階的に中止され、通常メディケイドについても連邦政府から州政府への資金拠出方法が変更されて拠出が抑制される。

勤務先や政府の保険プログラムでカバーされない層の医療保険加入支援については、オバマケアで導入された所得別・地域別の補助金が廃止され、代わりに年齢層別の医療保険料の税額控除が導入される。また、オバマケアで導入された各種の増税は大半が廃止される。

当初の法案からは、共和党内の保守強硬派に配慮した形へ修正

3月6日に発表した当初の法案からの主な修正点は、①「既往歴を理由とした医療保険料の上乗せは引き続き禁止だが、州政府の判断で、保険加入期間が63日以上途絶えた場合には保険料の上乗せを可能とする」、②「保険料の負担軽減のために州政府が利用可能なファンドの金額を拡大する」等である。共和党内の保守強硬派に配慮するために①の修正を行い、共和党内の穏健派にも配慮するために、①等の影響を一部軽減するための②の修正を行ったようだ。

当初の法案からの修正に際し、トランプ大統領のコアな支持者層に低所得者が多い点等を考慮すると、民主党の一部と妥協することも選択肢かと思われたが、結局は共和党内の保守強硬派を取り込む形となった。

当面の注目点は、議会予算局による修正されたオバマケア代替法案についての試算発表

修正されたオバマケア代替法案については、議会予算局（CBO）による無保険者数や医療保険料、連邦財政への試算が発表されていないこともあり、現時点で成立した場合の影響を見極めることは難しい^(注1)。CBOによる当初の法案の試算では、無保険者は2018年までに1,400万人、2026年までに2,400万人増加し、財政赤字は10年間で3,370億ドル減少するとされていた^(注2)。上院はCBOの試算発表を待って本格的な議論を開始する模様であり、CBOの試算発表が当面の注目点である。

また、オバマケアの廃止・置換は3段階で行われるため、第1段階の本法案だけでなく、第2段階（当局による規制緩和）、第3段階（別法案）を含めて影響をみる必要がある^(注3)。

なお、上院では、下院の法案に共和党議員からも異論が出つつあるため、法案に一定の修正が加えられる可能性が高いほか、上院と下院が調整して法案を成立させられるかどうかは依然不透明である。

(注1) 民主党は、下院がCBOの試算発表前に法案を採決したことを批判している。

(注 2) 2026 年時点の無保険者数は、現行法下で 2,800 万人と予想されているため、本法案の影響 (2,400 万人増加) を加えて計 5,200 万人となる。

(注 3) 本法案は「財政調整 (リコンシリエーション)」と呼ばれる手続きを採るため、予算絡みの内容しか盛り込まず、盛り込めなかった部分が第 3 段階での別法案となる。リコンシリエーションを用いると、下院同様に上院 (100 議席) でも 60 票ではなく過半数 (51 票) で可決でき、民主党によるフィリバスター (議事妨害) を回避できる。現在のの上院の議席は、共和党が 52、民主党が 48。

オバマケア代替法案の上院と下院の調整が長引くようだと、他の政策課題への議会の取り組みが遅れる可能性も

今回の下院での可決は「トランプ政権や共和党 (特にライアン下院議長) の政策実行力を示せた」点で、他の経済政策実現に向けてもポジティブな動きと捉えられる。また、法案が成立すれば、オバマケア代替で生じる連邦財政見通しの改善部分を「税制改正」や「インフラ投資拡大」の財源にまわすことができる、との見方もある。

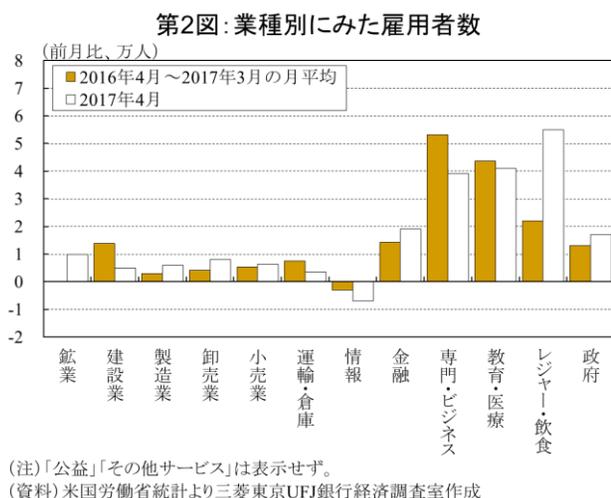
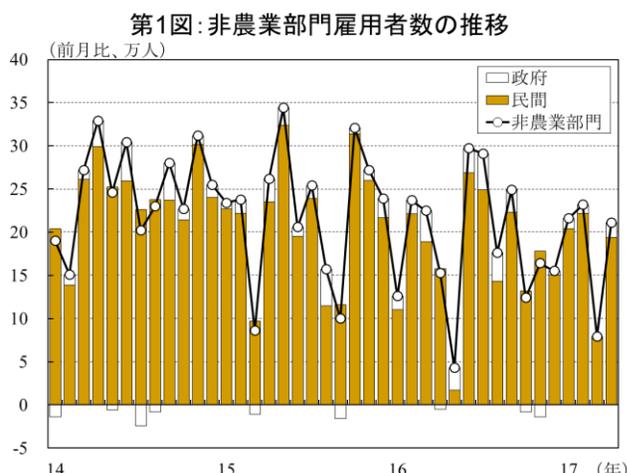
一方、オバマケア代替法案の上院と下院の調整が長引くようだと、(オバマケア代替法案を棚上げした場合に比べ) 他の政策課題への議会の取り組みが遅れる可能性がある点にも留意は必要だ。

2. 雇用統計

4月の雇用者数の増加幅は市場予想を上回る良好な結果

5日に発表された4月の雇用統計では、非農業部門雇用者数が前月比+21.1万人となり市場予想（Bloomberg集計値:+19.0万人）を上回った（第1図）。3月分は1.9万人下方改訂され同+7.9万人、2月分は1.3万人上方改訂され同+23.2万人となり、直近3ヵ月平均値は同+17.4万人となっている。

業種別に雇用増減をみると、「レジャー・飲食」（同+5.5万人）、「鉱業」（同+1.0万人）等が当該業種としては堅調な増加幅となり、「小売業」（同+0.6万人）が3ヵ月連続ぶりに増加に転じた一方、「情報」（同▲0.7万人）が7ヵ月連続で減少し、「建設業」（同+0.5万人）等が当該業種としては小幅な増加幅に止まった（第2図）。雇用が増加した業種割合を示す雇用DI（民間）は60.2となり、3月（58.8）から上昇した。週平均労働時間（民間）は34.4時間と前月（34.3時間）から増加し、労働投入量は前月から+0.5%増加した。



失業率・広義の失業率ともに低下

4月の失業率は4.4%と3月（4.5%）から低下した。引き続き2007年5月以来の低水準となっている（第3図）。失業率の変化を要因分解すると、就業者要因が▲0.10%、労働参加率要因が▲0.06%、人口要因が+0.07%となっている（第4図）^(注4)。失業率の低下には、就業者数増加と労働参加率低下の双方が影響した。4月の労働参加率は62.9%と3月（63.0%）から低下している。

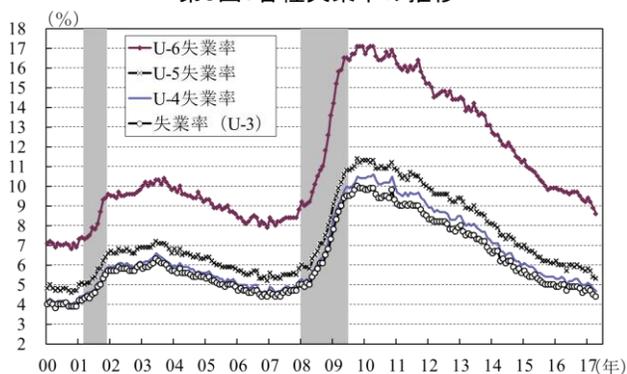
各種失業率をみると、通常のU-3失業率に加えて「求職意欲喪失者」を含めたU-4失業率は4.7%へ低下（3月：4.8%）、U-4失業率に加えて「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去4週間に就職活動を行わなかった人」も含めたU-5失業率は5.3%へ低下（3

月：5.4%）、U-5 失業率に加えて「経済的理由によるパートタイム労働者」も含めた U-6 失業率（広義の失業率）は 8.6%へ大きく低下した（3月：8.9%）^{（注5）}。

（注 4）4 月の就業可能人口は 25458.8 万人となり前月から 17.4 万人増加、労働力人口は 16021.3 万人となり前月から 1.2 万人増加、就業人口（家計調査ベース）は 15315.6 万人となり前月から 15.6 万人増加。就業者率は、60.2%となり前月（60.1%）から上昇。また、平均失業期間は、24.1 週となり前月（25.3 週）から短期化。失業者に占める 27 週以上の長期失業者の割合は、22.6%となり前月（23.3%）から低下した。

（注 5）「仕事を求めているが過去 4 週間に就職活動を行わず失業者にカウントされていない人」は、153.4 万人となり前月から 6.1 万人減少。「経済的理由によるパートタイム労働者（非農業）」は、519.7 万人となり前月から 30.5 万人減少（「経済的理由によるパートタイム労働者」の就業者に占める比率は、3.6%となり前月から 0.2%ポイント低下）。前者は「求職意欲喪失者（ディスカレッジド・ワーカー）」と「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去 4 週間に就職活動を行わなかった人」に分けられるが、「求職意欲喪失者」は 45.5 万人となり前月から 0.5 万人減少。「仕事を求めているが求職意欲喪失以外の理由で過去 4 週間に就職活動を行わなかった人」は 108.0 万人となり前月から 5.5 万人減少。

第3図：各種失業率の推移

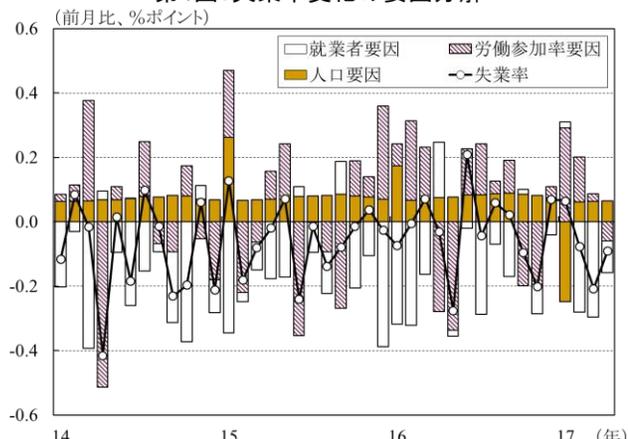


（注）1. 網掛け部分は、景気後退局面。

2. U-3失業率に加え、U-4は求職活動を諦めた労働者、U-5はその他の求職活動をしなかった労働者、U-6は経済的理由によるパート労働者を含む。

（資料）米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第4図：失業率変化の要因分解



（資料）米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

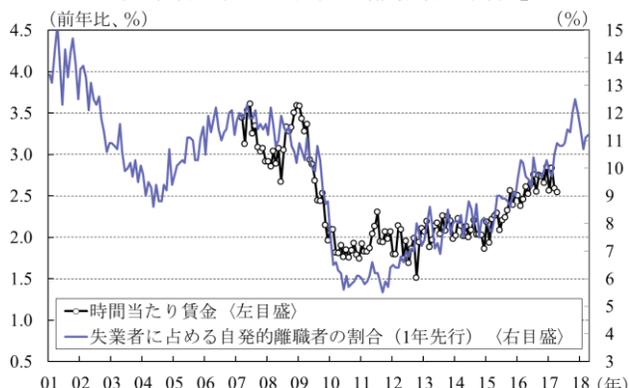
賃金上昇率は前年比+2.5%へ減速

4 月の時間当たり名目賃金（民間・全雇用者ベース）は前月比+0.3%となった。前年比では +2.5%と 3 月（同+2.6%）から減速（第 5 図）。賃金上昇率（前月比）を業種別にみると、4 月は「情報」（前月比+1.1%）、「製造業」（同+0.7%）等の増加幅が大きかった一方、「卸売業」（同 0.0%）、「建設業」（同 0.0%）、「鉱業」（同 0.0%）が横這いに止まった。また、賃金上昇率（前年比）を業種別にみると、「情報」（前年比+4.6%）、「レジャー・飲食」（同+4.3%）等の増加幅が大きかった（第 6 図）。

賃金上昇率（前年比）は足元でやや減速しているが、賃金上昇率の先行指標と考えられる「失業者に占める自発的離職者の割合」等から判断すると、基調は引き続き緩やかな加速傾向とみておいて良いだろう^{（注6）}。

（注 6）4 月の「失業者に占める自発的離職者の割合」は 11.2%となり、3 月（11.1%）から小幅上昇。

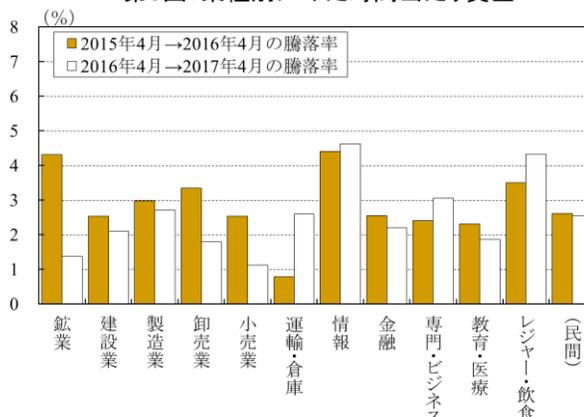
第5図:「時間当たり賃金」と
「失業者に占める自発的離職者の割合」



(注)『時間当たり賃金』は全労働者ベース。

(資料)米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第6図:業種別に見た時間当たり賃金



(注)「公益」「その他サービス」は表示せず。

(資料)米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

4月雇用統計は、労働市場の安定的な回復を確認する内容

今回の雇用統計が全体として良好な結果だったことで、3月の雇用者数増加ペースの鈍化は天候要因等による一時的なものであることが確認された。労働市場は引き続き安定的に回復していると言える。

なお、2ヵ月連続で大きく減少していた小売業の雇用者数は、4月に3ヵ月ぶりに増加した。内訳をみると、雇用者数減少の主因となっていた百貨店等を含む「総合用品店」が6ヵ月ぶりに増加に転じている(第7図)。4月の小売業雇用者数は増加したが、今後(オンライン販売の一段の増加等を背景とした)小売実店舗の閉鎖が短期間に集中した場合には、小売業の雇用者数が大幅に減少する可能性もあり、引き続きこの点に注視は必要だろう。

第7図:小売業の雇用者数の推移



(資料)米国労働省統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2017年5月8日 栗原 浩史 hikurihara@us.mufg.jp)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の販売や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。また、当資料全文は、弊社ホームページでもご覧いただけます。

The information herein is provided for information purposes only, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. Neither this nor any other communication prepared by The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd. (collectively with its various offices and affiliates, "BTMU") is or should be construed as investment advice, a recommendation to enter into a particular transaction or pursue a particular strategy, or any statement as to the likelihood that a particular transaction or strategy will be effective in light of your business objectives or operations. Before entering into any particular transaction, you are advised to obtain such independent financial, legal, accounting and other advice as may be appropriate under the circumstances. In any event, any decision to enter into a transaction will be yours alone, not based on information prepared or provided by BTMU. BTMU hereby disclaims any responsibility to you concerning the characterization or identification of terms, conditions, and legal or accounting or other issues or risks that may arise in connection with any particular transaction or business strategy. While BTMU believes that any relevant factual statements herein and any assumptions on which information herein are based, are in each case accurate, BTMU makes no representation or warranty regarding such accuracy and shall not be responsible for any inaccuracy in such statements or assumptions. Note that BTMU may have issued, and may in the future issue, other reports that are inconsistent with or that reach conclusions different from the information set forth herein. Such other reports, if any, reflect the different assumptions, views and/or analytical methods of the analysts who prepared them, and BTMU is under no obligation to ensure that such other reports are brought to your attention.